

デジタル社会の実現に向けた取組



令和3年4月12日

デジタル庁が目指す姿

(令和3年9月1日に発足)

As Is

今般の新型コロナウイルス感染症により、

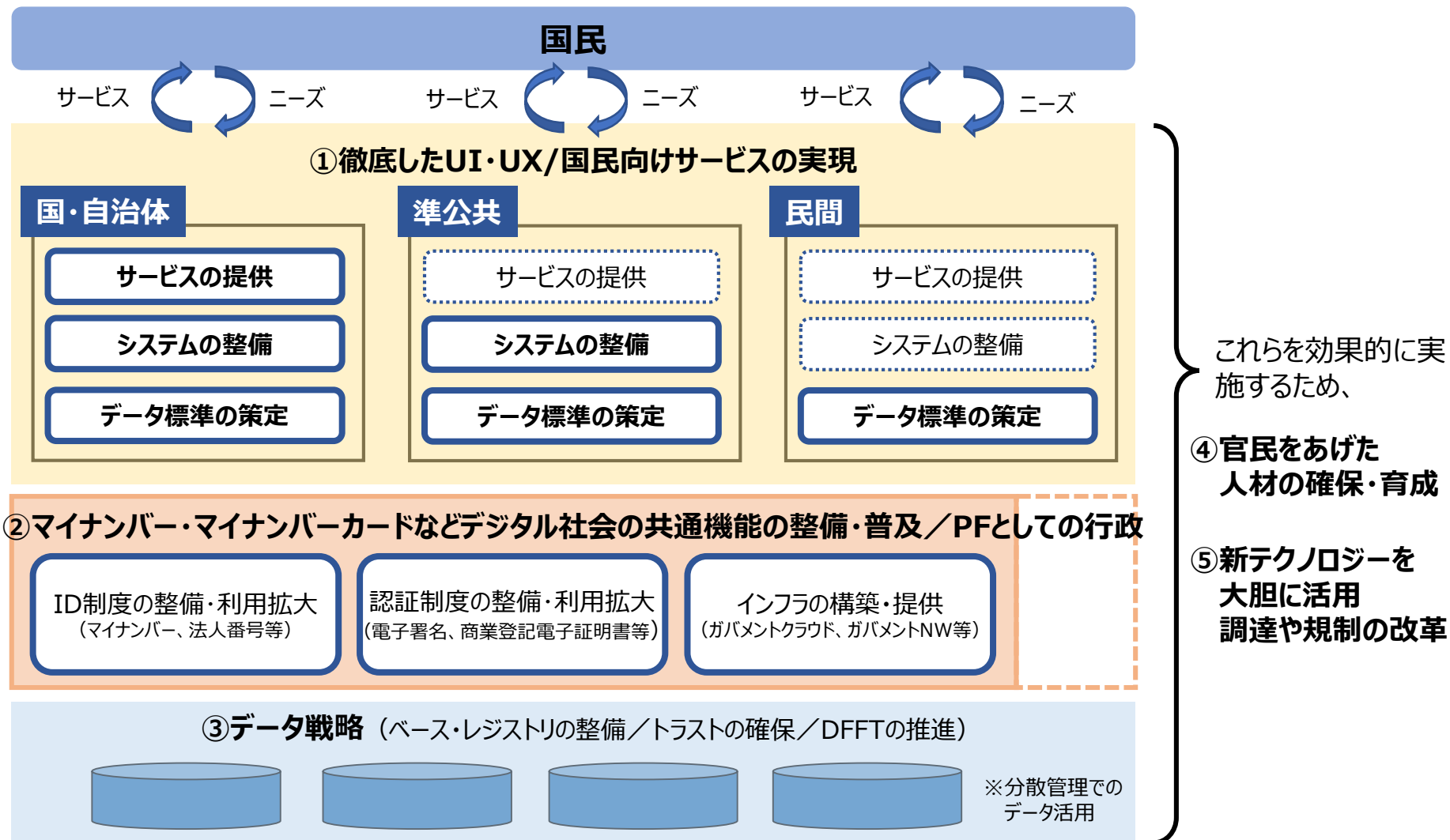
- ・日本経済への甚大な影響。回復の遅れ。
- ・官民のデジタル化の遅れの顕在化。

～デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作成に作り上げる～

To Be

デジタルに対する社会受容性が高まっている今こそ、デジタル庁は、

- ・未来志向（Future Driven）のDXを大胆に推進。成長の原動力に。
- ・徹底した国民目線でのサービス創出。全国民にデジタル化の恩恵を。
- ・人に優しいデジタル化の推進。グリーン社会の実現にも貢献。



これらを効果的に実施するため、

④官民をあげた
人材の確保・育成

⑤新テクノロジーを
大胆に活用
調達や規制の改革

(1) 徹底したUI・UX/国民向けサービスの実現

<国・地方自治体>

- 政府HPの統一を図るほか、マイナポータルなどの情報システムのUI/UXの抜本的な改善を進める。
- 国・地方・準公共の情報システムの整備・管理の「基本方針」を策定。(社会が具備すべき共通機能等を提示)
- デジタル庁に情報システム関連予算(令和2年度:約8000億円)を段階的に一括計上。
「基本方針」に基づいているか審査した上で予算を配分・プロジェクト管理する仕組みの構築を目指す。
- データセンターについて、各府省庁がそれぞれオンプレシステムを整備・運用している現状から脱し、デジタル庁が中心となって、グリーン社会の実現、事業継続計画(BCP)、セキュリティの確保の観点から、段階的に最適化を図る。
- 行政のデータ行動原則を確立し、データに基づく行政、データエコシステムの確立を図る。
地方自治体の情報システムについて標準化・共通化を推進。(2025年の全国規模のクラウド移行が目標)

<準公共等(医療、教育、防災、決済等)>

- 準公共分野等において、①社会課題の抽出・実現すべきサービスの設定、②必要なデータ標準の策定・システムの整備、③運用責任者の特定・ビジネスモデルの具体化、を一気通貫で支援するためのプログラムの創設を検討。
- さらに、準公共分野等において、国・地方・事業者間で円滑なデータ連携を実現するためのプラットフォームを構築。

準公共分野・相互連携分野の具体的な取組例

- 医療:データヘルス改革を迅速に進めるため、①PHRの推進、②レセプト情報のさらなる活用、③医療・介護情報連携のための仕組みの構築等に集中的に取り組む。
- 教育:学習者に個別最適化された教育の提供に向けて、一人一台端末の配備の先の教育データの活用に向けたデータ標準化や、全国的な学習履歴・校務データやネットワーク連携のための仕組みの構築等を通じて、学習者中心のデータ活用や教育ビッグデータの活用を推進。
- 防災:災害時に「デジタルの力で命を救う」ため、官民(国、自治体、民間)が保有する防災関連情報を一元的に入手・活用するためのプラットフォームを平時から構築・運用するとともに、データの標準化を進めるなど、「社会実装」のフェーズへの移行を図る。
- 決済:取引における受発注・請求の円滑化など、事業者の生産性向上を実現するため、国際規格をベースに電子インボイスの標準仕様を策定し、デジタル庁自身が標準仕様の管理者となってその導入を促進する。

<民間>

- データ標準のオーソリティとして、国際・国内で、重要なデータ標準の開発・管理・運営。
(標準の策定に際し、必要に応じて関係府省や独法等とも連携して推進)

(2) マイナンバー・マイナンバーカードなどデジタル社会の共通機能の整備・普及 (Japan Digital Stack)

- 「デジタル・ガバメント実行計画」の工程表に基づき、マイナンバーの利活用促進・マイナンバーカードの普及に取り組む。
〔例えば、マイナンバーカードについて、令和4年度末までにほぼ全員に行き渡ることを目指すとともに、健康保険証としての利用（遅くとも令和3年10月までに本格運用開始）や、運転免許証との一体化（令和6年度末）、在留カードとの一体化（令和7年度）等を進める。〕
- ガバメントクラウドやガバメントネットワークなど、官民がDXを進める上で共通基盤となるインフラを整備・運用。
(各府省・地方自治体・一部の事業者に提供し、プラットフォームとしての行政を実現)
- 個人（マイナンバー/マイナンバーカード）及び法人の認証制度（GピズID）について、統括・監理を通じて政府情報システムへの具備を進めることで普及・利用拡大を図る。
- クラウドを活用した商業登記電子証明書の改善・無償化について、令和5年度中の実現を目指し検討を開始し、令和3年度中に工程表を取りまとめる。

(3) データ戦略

- 行政手続のワンスオンリーの実現に向けて、個人・法人・土地など、行政機関が保有する社会の基本的なデータを「ベース・レジストリ」として整備。
- データを利活用する際に前提となるトラスト（真正性、完全性）の確保・証明のための仕組みの構築。
- グローバルなデータガバナンスの基盤となる国際的なルール作りを推進。（「Data Free Flow with Trust (DFFT)」の考えを実現）

（４）官民をあげた人材の育成・確保

- 国・地方向けの研修プログラムのコンテンツを拡充し、国・地方の職員のデジタルに関する専門性や知見の向上を図る。
(データサイエンティスト、セキュリティ専門家などのデジタル専門人材の育成)
- 政府職員の育成のため、海外の事例も参考に、研修の修了認定制度（バッジ）を構築。
自治体向け人材育成・交流や海外政府のDX推進組織との職員の相互派遣について検討。
- デジタル改革を牽引する人材を確保するため、優秀な人材が民間、自治体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境を整備。(例:ITスキルに係る民間の評価基準を活用した採用)
- デジタル庁を中心に国家公務員採用試験の総合職試験（工学区分）や一般職試験（電気・電子・情報区分）等の合格者の積極的な採用に努める。民間の実務経験を有する人材を確保するため経験者採用試験を活用。
- 令和４年度以降の国家公務員採用試験について、総合職試験に新たな区分（「デジタル」（仮称））を設けることを人事院が検討中。デジタル庁を中心に各府省において、合格者の積極的な採用に努める。

（５）新テクノロジーを大胆に活用・調達や規制の改革

- デジタル庁は、システムの整備・運用にあたって最新のテクノロジーを大胆に導入することとし、アジャイル開発等の新たな手法や、革新的な技術を有する事業者からの調達等を可能とする柔軟な仕組みを検討。
(効果が認められた場合には、各府省への横展開を進める)
- デジタル庁にとって必要な技術については、自ら調達する前提で研究開発を支援(例:サイバーセキュリティ)。
- デジタル化の効果を最大限発揮するために必要な業務・規制の見直しを各府省に求める。

デジタル社会の実現に向けた取組を一丸となって進める上で、司令塔機能を果たすデジタル庁や、個人情報保護委員会事務局は、今後更に重要な役割を担うことになる。これらの組織における優秀な人材の確保や体制の更なる拡充が、デジタル改革の成功の鍵。内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の体制も同様。